

グッドスキルマーク使用規程

第1条（目的）

この規程は、グッドスキルマーク事業実施要領（以下「実施要領」という。）第2章3.に基づき、グッドスキルマークを使用するにあたって必要な事項を定める。

第2条（グッドスキルマークの使用）

グッドスキルマークを表示することが適当であると認定された製品等（以下「グッドスキルマーク認定製品等」という。）は、実施要領第3章の4.に規定するグッドスキルマークの有効期間中、グッドスキルマークを使用することができる。

なお、グッドスキルマーク認定製品等を製作している事業者等（以下「認定事業者等」という）はその製品等の広告・宣伝に際しても、可能な範囲でグッドスキルマークの趣旨などを紹介することにより、一級技能士等が製作する製品等に対する消費者の理解を深めるよう努めるものとする。

第3条（グッドスキルマーク使用契約の締結）

認定事業者は、中央技能振興センターに設けられるグッドスキルマーク事務局（以下「事務局」という）の長（以下「事務局長」という。）との間で使用契約を締結するものとする。

グッドスキルマーク認定製品等に対する認定通知書（以下「認定通知書」という。）の発信日から起算して60日以内にこの契約を締結するものとする。契約締結日は、認定通知書の発信日とする。

第4条（グッドスキルマーク認定の有効期間）

グッドスキルマーク認定の有効期間は、実施要領第4章の4.に規定する事由により、使用期間の途中でグッドスキルマークの認定の取消しや使用契約の解除等がない限り、認定通知書の発信日から起算して10年間とする。

第5条（不当な表示などの回避）

グッドスキルマーク認定製品等の広告などにあたっては、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他の関係法令を遵守するとともに、関係法令に違反する場合又は消費者に誤解を与えるような表示若しくは表現を行ったと認められる場合には、実施要領第4章の3.の規定に基づき使用契約の解除等が有り得ることに留意すること。

第6条（グッドスキルマーク使用状況などの調査）

事務局は、グッドスキルマーク事業の適正な実施を図るため、認定事業者等に対し、グッドスキルマークの使用状況、グッドスキルマーク認定製品等の製造販売実績等について報告・証明を求め、又は必要な調査を行うことがある。

第7条（グッドスキルマーク認定の取消し等）

グッドスキルマークの認定を受けるための申請内容に虚偽があった場合、グッドスキルマークが不正に使用された場合等、実施要領第4章の4.に規定する事由に該当する場合には、事務局長はグッドスキルマーク認定製品等に関して使用契約の解除、認定の取消し等、必要な措置をとることができる。グッドスキルマーク使用契約が解除された場合には、契約解除の原因となった事由に該当することとなった日以降に使用されたグッドスキルマークは無効とする。グッドスキルマーク認定製品等の認定が取り消された場合には、認定日に遡って認定を取り消すものとし、以降、当該事業者等からの申請は受け付けないこととする。

附 則

本使用規程の改定は、グッドスキルマーク検討・選考委員会の審議を経たうえで事務局が行うものとする。

平成29年3月29日 制定施行

平成29年9月27日 一部改正